

議案第 32 号

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 27 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用に関し、利用者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の定めるところによる。

(利用者負担額)

第 3 条 特定教育・保育施設等の利用者負担額は、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が規則で定める額とする。

2 利用者負担額の上限は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1項第1号に該当するもの 月額25,700円

(2) 法第19条第1項第2号に該当するもの 月額34,400円

(3) 法第19条第1項第3号に該当するもの 月額49,400円

3 前項第1号の規定にかかわらず、伊賀市立幼稚園条例（平成16年伊賀市条例第237号）

に規定する幼稚園に在園するものの利用者負担額の上限は、月額6,400円とする。

- 4 利用者負担額の算定に当たっての支給認定子どもの年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条に定める利用者負担額を徴収する。

- 2 市長は、市が設置する特定教育・保育施設等から教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から、利用料として前条に定める利用者負担額を徴収する。

(延長保育料)

第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設等において延長保育を受ける支給認定子どもの支給認定保護者等から別に定める延長保育料を徴収する。

(一時預かり保育料)

第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設等において一時預かり事業による保育を受ける児童の保護者等から別に定める一時預かり保育料を徴収する。

(利用者負担額等の減免)

第7条 災害等により特定教育・保育施設等を臨時に休園・休所した場合又は市長が特に必要と認めるときは、利用者負担額等を減額し、又は減免することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(伊賀市保育所条例の一部改正)

- 2 伊賀市保育所条例（平成16年伊賀市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第1条中「日々保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児又は幼児」を「保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき児童、幼児その他の児童」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

(伊賀市立幼稚園条例の一部改正)

- 3 伊賀市立幼稚園条例（平成16年伊賀市条例第237号）の一部を次のように改正する。  
第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とする。